

横浜市立中学校において水泳部の活動中に  
発生した事故に関する詳細調査報告書

令和5年3月6日

横浜市学校保健審議会  
学校安全部会

## 1 はじめに

本報告書は、横浜市学校保健審議会学校安全部会（以下、「安全部会」という。）において、令和元年9月20日、横浜市立中学校の水泳部の活動中に発生した飛び込み練習中に起因する事故について、その原因を究明し、事故の再発防止等を検討し、明らかにされた事実から考察や提言をまとめたものである。

学校教育の現場において児童生徒の安全を確保することは基本的事項である。水泳における飛び込みは、水泳部の活動において事故が発生する割合が高く、その実態をきめ細かく調査、把握し、学校が安全かつ安心して活動できる環境を整えることは不可欠である。

横浜市教育委員会においては、本報告書の提言を十分に踏まえたうえで、より具体的、実践的な再発防止策を策定し、それを実践することを求めたい。

### （1）詳細調査の趣旨

令和元年9月20日、市立中学校において水泳部の活動（飛び込み練習）中に発生した事故に関し、その状況、原因の調査等を行うとともに、事故の再発防止に資するための提言を行うものとした。

### （2）詳細調査の目的

「学校事故対応に関する指針」（文部科学省 平成28年3月）に基づき、詳細調査の目的は次のとおりとする。

ア 日頃の安全管理の在り方等、事故の原因と考えられることを広く集めて検証し、今後の事故防止に生かす。

イ 被害生徒やその保護者の事実に向き合いたいという希望に応える。

ただし、本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではないことに留意して調査・審議を進めた。

## 2 安全部会の開催

### （1）開催日時等について

#### ア 調査委員会

第1回	令和3年2月9日（火）	横浜市庁舎共用会議室
第2回	令和3年11月17日（水）	横浜市庁舎共用会議室
第3回	令和4年10月12日（水）	横浜市庁舎共用会議室

#### イ 関係者等への聴き取り・事故現場視察

令和3年3月23日（火）	当該中学校
--------------	-------

## (2) 安全部会の構成

氏名	職名	委嘱日
大久保 辰雄 (部会長)	横浜市医師会常任理事 学校医部会副部会長	令和3年2月1日
あおき はるひと 青木 治人	横浜市スポーツ医科学センター長 整形外科医	令和3年2月1日
いでぐち まなぶ 井手口 学	横浜国立大学非常勤講師	令和3年2月1日
田邊 麻耶	弁護士	令和3年2月1日 (任期:令和5年1月31日まで)
梅澤 秋久	横浜国立大学教育学部教授	令和3年2月1日

## (3) 事務局

### ア 調査所管課

教育委員会事務局小中学校企画課、学校教育事務所指導主事室

### イ 学校保健審議会学校安全部会所管課

教育委員会事務局健康教育・食育課

## (4) 部会公開の有無

横浜市学校保健審議会運営要領第11条に基づき非公開

## (5) 調査方法

検証資料として以下のものを採用するとともに、本件事故に関係する者への聞き取りを行うなど、安全部会において慎重に審議した。

### ア 検証資料

#### a 基本調査報告書（添付資料として以下のものを含む。）

- (1) 当該中学校プール 事故発生時のレイアウト図
- (2) 写真（使用器具等 再現）
- (3) 部活動保護者説明会資料1（2019年4月23日開催分）
- (4) 部活動保護者説明会資料2（2019年7月14日開催分）
- (5) プール管理日誌（2019年9月20日）
- (6) 水泳部在籍生徒からの聞き取り内容
- (7) 学校における保護者等との面談対応報告

#### b 運動活動時における安全の手引き（横浜市教育委員会）

c 学校施設整備指針（文部科学省）

イ 聞き取り対象者

a 顧問教員A

b 顧問教員B

c 学校長

※なお、当該生徒及び周囲の生徒等への聞き取りについては、当該生徒保護者からの要望により実施しなかった。

### 3 事故の状況

当該生徒は、学校プールで水泳部の活動中、飛び込み練習の際に、頸椎を損傷した。当該生徒の異変に気付いた周囲の生徒が顧問教員に伝え、養護教員を呼び、当該生徒の状況を確認するとともに、別の養護教員が救急車を要請した。

第5・第6頸椎損傷（圧迫破裂骨折）との診断を受け、同日に手術が行われた。その後、追加治療を行い、回復を得ているが、令和4年3月末時点の状況は以下のようになっている。四肢不全麻痺があると保護者から聞いている。右手で細かい作業をすることは難しく、文字は左手で書いている。右下肢については、装具を付けており、杖等を使うことなく自力で歩行可能。

(1) 発生日時：令和元年9月20日（金）16時18分

（放課後 部活動 水泳部 飛び込み練習中）

(2) 被害生徒：中学1年男子（身長 約163cm、体重 約57kg）

※ 身長及び体重は、平成31年4月計測時点

(3) 指導教員：顧問教員A、顧問教員B

(4) 活動状況等：

ア 場所

当該中学校 屋外プール

イ 当該部活動

在籍数41名（男子34名、女子7名）

事故当日は15名（男子14名、女子1名）が参加。

ウ 活動状況

事故当日は大会（神奈川県中学校水泳競技大会新人戦）の前日練習。当該生徒は50m バタフライに出場予定だった。全体でのウォーミングアップ、ストレッチ及び補強運動後に入水し、各自のテーマ練習を行っていた。飛び込みの練習は可としていたが、大会前日ということもあり、自らの体調にも考慮し、泳ぎの確認を行う指示のもとに活動していた。

また、水温が低い（25℃）こともあり、入水時間は16時15分から30分間のみとしていた。

#### （5）想定される事故の状況

検証資料及び顧問教員からの聴取内容をもとに事故の状況を想定すると、当該生徒は、バタフライで翌日の大会に参加予定であったが、バタフライの練習メニューに入る前に、生徒各自の調整練習の一環として、リレーの練習に参加していた。スタート位置（飛び込み台なし）から飛び込みを行った直後、泳ぎ出さずに、水面に浮き上がって来た。直後に生徒自身が「頭が痛い」と発言していたことから、プールの底面に頭部を強打したと考えられる。その結果、頚椎の損傷に至ったものと考えられる。

周囲の生徒が異変に気づき、顧問教員に状況を伝え、付近の生徒がプールサイドまで被害生徒を水中で移動させ、顧問教員が水中から引き上げた。

なお、本件の事故態様については、当該生徒及び周囲の生徒等への聞き取りが実施できなかったため、飛び込みの詳細な状況等については、十分な確認に至らなかったことを付け加えておく。

### 4 聴き取りの概要

- （1）調査日：令和3年3月23日（火）午後3時から午後5時まで
- （2）場所：当該中学校 図書室、屋外プール、校長室
- （3）対象者：顧問教員A、顧問教員B、学校長
- （4）参加委員：大久保委員、井手口委員、梅澤委員

### 5 調査で明らかになった事実と考察

#### （1）環境面や事前の準備、指導について

ア 調査で明らかになった点について

（ア）プールの水深表記が1.2m（両端）であるのに対して、当日は1.16m程度であり、文部科学省が定める「学校施設整備指針」や、日本水泳連盟が定める「プール公認規則」と照らし合わせても、不適切な水深ではなかった。

（イ）プールへの入水を開始する前の準備運動は適切に行われており、体調不良を申し出る生徒の確認も行うなど、プール練習を開始するまでの指導に不備はなかった。

（ウ）「飛び込み練習は、顧問教員が必ず付近にいる時に行う」などのルールは確認・徹底されていなかった。また、飛び込みは、競泳競技において不可欠な技術であると同時に、飛び込み方により、脊椎損傷などのリスクを伴う危険性を孕んでいることの指導が欠けていた。

## イ 考察

練習環境の整備に関して、特に不適切な点は見受けられなかった。

一方で、飛び込みを行う場合のルールは徹底されていなかった。それまでの活動において、生徒に飛び込みの技量が備わっていると顧問教員が判断した場合には、顧問教員が付近で指導を行う状況にない場合でも、生徒各自の調整練習において飛び込みが行われていた。飛び込み競技等で使用するような専用プール施設ではないため、そのようなプールの基準からすれば、学校プールでの部活動は非常に限られた環境の中での活動であり、飛び込みを行う際には、「飛び込みは顧問教員が傍に付いて、直接的に指導する環境の下に行う」などのルールの設定及び遵守の徹底を行うべきであった。

## (2) 活動中における指導について

### ア 調査で明らかになった点について

- (ア) 飛び込み練習を含めて、入水時間中は生徒各自のテーマ練習としており、顧問教員2名はともに、全体に注意を払いながら指導を行っていた。
- (イ) 事故当時、飛び込み練習を行っていた生徒は、プールの端で実施していたが、顧問教員2名はともに、飛び込みを行っている生徒ではなく、プールの反対側で他の生徒への指導を行っており、事故の瞬間は見えていなかった。

## イ 考察

当該中学校のプールの大きさや、当日の練習への参加生徒の人数から、顧問教員が2名で指導を行っていること自体は不適切であるとは言えないが、飛び込み練習を行うことを許可するのであれば、少なくとも1名の顧問教員は、その練習の様子を付近で見て、指導を行う必要があったと考える。

被害生徒の飛び込みの技能習得状況から、一人で飛び込みを行うことができる技量がついたと顧問教員が判断していた場合でも、プールでの事故に占める、飛び込みに起因して発生する件数の多さに鑑みて、生徒の判断に委ねて、自由に行わせるべきではなかったと考える。

## (3) 事故発生時の対応と再発防止に向けた取組について

### ア 調査で明らかになった点について

- (ア) 事故発生時の救助活動は、周囲の生徒が迅速に進め、適切な対応となったが、顧問教員が傍にいなかった状況にあつて、誤った対応に陥ってしまう危険が存在したといえる。

- (イ) 当該生徒をプールサイドに引き上げてからは、顧問教員が生徒に養護教員を呼びに行くよう指示し、同時進行ですぐに救急車を要請しており、対応は適切と考える。
- (ウ) 事故後、同校プールでは飛び込み練習は実施していない。また、大会前であったとしても、生徒各自に練習内容を委ねるのではなく、顧問教員の監督下において、参加生徒が統一した練習を行うこととしている。

#### イ 考察

当該部活動では、顧問教員が傍にいて直接的に指導を行う環境になくとも飛び込みを行なっていることで、本件のような事故が生じる潜在的な危険があった。今回は、付近の生徒の迅速な救助活動があったが、傍に顧問教員がいれば、もう少し早く適切な対応をとることができただろう。

首を固定して引き上げたり、速やかに救急車を要請したりするなど、事故直後の対応は適切であったと考える。

飛び込みを実施する場合は、水深のあるプールで実施するなど、事故の可能性をできるだけ抑えるための取組を継続している。また、生徒の練習内容を管理し、飛び込みに関しては自主的なものとせず、より安全な環境で練習を行わせることは、指導する顧問教員の責務であり、今後も継続させていく必要がある。

#### (4) 総括

水泳の活動において、最も頻発する事故は「飛び込み」に起因するものであることは明らかで、文部科学省なども、例年、水泳指導を行う際の注意喚起、事故の未然防止について周知を図っていることから、特に注意して実施すべき教育活動の一つである。

小学校学習指導要領解説体育編及び中学校学習指導要領解説保健体育編では、飛び込みによるスタート指導は行わないこととされている。また、文部科学省は、水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際には、適切な水深を確保するなどして、安全に行うことができるプールであること、安全に指導できる教員等が立ち合い、直接指導すること、生徒の体力・技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、十分な安全確保が必要であることなどを周知している。

水泳における飛び込みを実施する際には、このような状況を踏まえて、生徒の安全を最優先に考え、教員が活動環境を整えなければならない。

また、飛び込みに起因する重大事故として、頸椎を損傷する例も取り上げられている。重大な事故が起きる恐れのある活動を実施する際は、実施前に、その可能性や要因、結果として生じる傷害等を生徒に伝え、自ら未然に防ぐ

ことの大切さを指導することが求められる。

本件を市立学校で発生した重大な事故事例の一つとして捉え、事故の内容とその対応について、市立学校で広く共有するとともに、再発防止に向けた研修等を実施する必要があると考える。

学校において児童生徒の痛ましい事故が生じることのないよう、教員はもとより、児童生徒の一人ひとりが安全に関する知識や技術を身に付けることを目的とした取組を進めることを念頭に置いて、以下の提言をまとめる。



## 6 再発防止に向けた提言

### 【提言 1】

水泳の飛び込みは、水深などの実施環境に注意を払うとともに、生徒が飛び込みを実施することを指導者が事前に確認するなど、指導者の監督の下に行う。

- 水泳における飛び込みは、部活動においてのみ実施されており、学習指導要領には記載もなく、危険性の高い活動と考えられる。指導者は、生徒が飛び込みを実施する際には水深を確実に確保するなど、実施環境に十分注意を払う必要がある。
- 飛び込みに関しては、生徒による自主練習での実施を避け、指導者の直接の監督・監視下で行うべきである。加えて、事前の練習などにより十分に技能を習得できていることを、指導者が生徒一人ひとりに対して確認することが必要である。

### 【提言 2】

生徒が、飛び込みによるリスクや正しい知識を常に身につける機会を設けるなど、事前に着実に指導を行なっていくことが肝要である。

- 飛び込みにおいては重大な事故が多数発生しており、特に脊椎損傷では死亡もしくは重大な障害を残すことが知られている。指導者は、そのような事故の発生原因や病態等について、生徒に対して事前に指導を行なっていくことが重要である。
- 事前指導においては、スピードがない中でも過伸展、屈曲が起こるような角度で体重が乗った場合には、非常にリスクがあることなどを、具体的な教材等を用いて知らせる等の工夫が必要である。
- 上記については、生徒の恐怖心を煽るような指導ではなく、生徒の発達段階に応じて、正しい知識と、事故を防ぐために必要な行動を、適切に指導しなくてはならない。